

津市監第353号

平成27年8月17日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 倉 田 寛 次

平成24年度及び平成25年度津市健全化判断比率の修正に伴う
審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3
条第1項の規定に基づき審査に付された平成24年度及び平成25年度津市健
全化判断比率の審査意見について、別添のとおり提出します。

平成24年度及び平成25年度

津市健全化判断比率の修正に伴う
審 査 意 見 書

津 市 監 査 委 員

目 次

《健全化判断比率（将来負担比率）の概要》

| | |
|-----------------------|---|
| 第1 健全化判断比率（将来負担比率）の概要 | 1 |
|-----------------------|---|

《平成24年度及び平成25年度津市健全化判断比率の修正に伴う審査意見》

| | |
|----------|---|
| 第1 審査の対象 | 3 |
|----------|---|

| | |
|----------|---|
| 第2 審査の期間 | 3 |
|----------|---|

| | |
|----------|---|
| 第3 審査の方法 | 3 |
|----------|---|

| | |
|----------|---|
| 第4 審査の結果 | 3 |
|----------|---|

| | |
|-----------|---|
| 1 健全化判断比率 | 4 |
|-----------|---|

| | |
|-----------|---|
| （1）将来負担比率 | 4 |
|-----------|---|

凡 例

文中及び表中に用いる健全化判断比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示しているため、平成 24 年度及び平成 25 年度の津市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び津市公営企業会計決算審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。

健全化判断比率（将来負担比率）の概要

第1 健全化判断比率（将来負担比率）の概要

1 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金の額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」は、次のイからチまでの合計額

- イ 一般会計等の該当年度の年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に充てるための一般会計等の負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

「充当可能基金の額」は、イからへまでの負担見込額等に充当可能な基金の額

「特定財源見込額」は、イからニまでの負担見込額等に充当可能な特定歳入見込額

「基準財政需要額算入額」は、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 参 考

(1) 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「財政健全化法施行令」という。）第7条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計

画的にその財政の健全化を図ることをいう。)を図るべき基準で、早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならない。

平成24年度及び平成25年度津市健全化判断比率の 修正に伴う審査意見

第1 審査の対象

審査の対象は、平成24年度及び平成25年度津市健全化判断比率のうち将来負担比率及び比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の期間

修正された健全化判断比率の審査の期間は、平成27年8月4日から同年8月14日までである。

第3 審査の方法

審査の方法は、修正後の健全化判断比率（将来負担比率）について、主に次の諸点に着眼し、算定基礎書類の数値の根拠となる資料により照合審査するとともに、関係職員の説明を求め、該当年度に係る津市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び津市公営企業会計決算の審査の結果も参考とした。

- 1 健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値は、正確に算定されているか。
- 3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び算定基礎書類の審査の結果は、次に記載したとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 将来負担比率

ア 審査の結果

修正された将来負担比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、将来負担比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 将来負担比率 (単位：%)

| 決算年度 | 修正前 | 修正後 | 早期健全化基準（注） |
|----------|------|------|------------|
| 平成 24 年度 | 52.2 | 51.9 | 350.0 |
| 平成 25 年度 | 51.8 | 51.1 | 350.0 |

(注) 財政健全化法施行令第 7 条第 4 号ロに定める数値

イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となる。

修正後の将来負担比率は、修正前と比較をすると平成 24 年度は 0.3 ポイント、平成 25 年度は、0.7 ポイント低下しているが、その要因は、退職手当負担見込額の修正により将来負担額が減少し、分子となる額が減少したためである。

なお、将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表2 将来負担比率の算定状況

(単位：千円・%)

| 区 分 | | 金 額 等 | |
|--|---------------------|-------------|-------------|
| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 将 来 負 担 額 | 地方債の現在高 | 92,083,428 | 94,580,758 |
| | 債務負担行為に基づく支出予定額 | 4,353,216 | 3,803,556 |
| | 公営企業債等繰入見込額 | 72,318,069 | 72,809,497 |
| | 一部事務組合等負担見込額 | 0 | 69,000 |
| | 退職手当負担見込額 | 25,395,682 | 23,876,049 |
| | 設立法人の負債額等負担見込額 | 2,084,124 | 2,037,407 |
| | 連結実質赤字額 | 0 | 0 |
| | 一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額 | 0 | 0 |
| | 小 計 (A) | 196,234,519 | 197,176,267 |
| 額 充 当 可 能 財 源 等 の | 充当可能基金の額 | 25,571,467 | 26,367,477 |
| | 特定財源見込額 | 29,510,472 | 26,624,634 |
| | 基準財政需要額算入見込額 | 111,524,084 | 114,824,147 |
| | 小 計 (B) | 166,606,023 | 167,816,258 |
| 将来負担額－充当可能財源等の額 (C) (A)－(B) | | 29,628,496 | 29,360,009 |
| 標準財政規模の額 (D) | | 66,487,128 | 67,006,267 |
| | うち臨時財政対策債発行可能額 | 5,145,261 | 5,422,251 |
| 基準財政需要額算入額 (E) | | 9,464,905 | 9,654,861 |
| 標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (F) (D)－(E) | | 57,022,223 | 57,351,406 |
| 将来負担比率 (C)÷(F) | | 51.9 | 51.1 |